

平成24年4月6日
教育委員会室

秋田市教育委員会
平成24年4月定例会
(案 件)

付議案件

議案第13号 平成24年度秋田市の教育について

議案第13号

平成24年度秋田市の教育について

平成24年度の秋田市の教育については、別紙のとおりとする。

平成24年 4 月 6 日提出

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

平成24年度 秋田市の教育について

秋 田 市 教 育 ビ ジ ョ ン

秋田市教育ビジョンの策定趣旨

現在、我が国では、様々な分野で、かつてない変革の時を迎えています。教育についても、その重要性を踏まえ、教育基本法の改正をはじめ、具体的な改革が進められています。

しかし、制度改革は基本的に全国一律で行われることであり、それぞれの地域に根ざした教育を展開していくためには、今一度、自らの足もとをしっかりと見つめ直す必要があります。

そこで、秋田市教育委員会では、第11次秋田市総合計画の策定を一つの契機として、教育を取り巻く様々な課題等を改めて整理するとともに、本市教育のめざすべき方向を明確にすることにより、学校をはじめとする教育現場の活動が一層充実することをねらいとして、秋田市教育ビジョンを策定しました。

策定にあたっては、「学校教育」「社会教育」「スポーツ振興」「文化振興」という4つの部門に、教育活動を支える「教育環境整備」という部門を加えて、それぞれの部門ごとに施策の重要性にも配慮しながら、「基本的な考え方とめざすべき方向」「基本方針」「重点施策とその取組」「各施設の取組（社会教育部門と文化振興部門）」という構成で記述しています。

秋田市教育ビジョンは、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とします。

秋田市教育ビジョンの基本的な考え方

私たちを取り巻く現在の社会状況を見ると、全国的な傾向と同様に秋田市においても、少子・高齢化の進行により、子どもの数が減少し、人口構成のバランスが大きく変化してきています。また、情報化の進展は、利便性を向上させる一方で、人間関係の希薄化や心身の健康に及ぼす影響などが憂慮されています。さらに、人々のライフスタイルや家族のあり方などに関する考え方が多様になるなかで、すべての教育の出発点である、家庭の教育力の低下が懸念されています。

こうした社会状況のなかで、今後、どのような人をどのようににはぐくんでいくのかという、人づくりのあり方が今、問われていると考えます。歴史を振り返るまでもなく、国や地域の発展の基礎は人づくりにあります。そして、その将来が人材育成にかかっていることを考えれば、人を育てる教育の重要性は、いつの時代、どの地域でも変わりません。

本市では、こうした認識のもと、「今、人づくりのために本市教育がめざすべきことは何か」について、改めて見つめてみました。

人づくりは、子どもたちに自立の力と共生の心をはぐくむことから始まります。

子どもたちの健やかな成長のためには、家庭の力、地域の力、市民一人ひとりの力を結集して、子どもたちが、自らの夢や希望の実現に向けて、創造性を発揮し、様々な課題に果敢に立ち向かっていくことができる力をはぐくむことが必要です。

また、様々な人々とのかかわりを通して、人とのふれあいのあたたかさを実感し、生きる自分に自信を持ち、相手の気持ちを想像して思いやる心をはぐくむことが必要です。

こうした、自らの人生をたくましく切りひらく自立の力と、互いに認め合う共生の心を持った子どもたちを育てることをめざします。

人づくりは、学び続けることから始まります。

家庭や地域の子育て機能・教育力の向上や次世代を担う子どもたちの健全育成の支援が求められているなかで、地域の発展を支え、自ら考え行動する人づくりのためには、子どもから高齢者までのライフステージに応じた学習機会の拡充、学習に関する情報提供ネットワークや施設設備等の充実など、学習に関する市民のニーズに応じた教育環境の整備が必要です。

こうした環境のなかで、生涯にわたり学び続けることによる学習の成果を、家族や地域の絆づくりや地域コミュニティ活性化のための新たな社会参加活動につなげていくことをめざします。

人づくりは、健やかな心と体づくりからはじまります。

体を動かす機会が失われつつあるなかで、健康志向の高まりに応じた健康づくりのため、スポーツに親しめるきっかけづくりや継続して行うことができる環境整備が必要です。

こうした環境整備によって、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送ることができるよう、市民のスポーツに関するニーズへの的確な対応をはかりながら、健康づくりはもとより、生活の質的向上やゆとりを感じる心を育てることをめざします。

人づくりは、豊かな心をはぐくむことから始まります。

人々に元気をあたえ、潤いやゆとりをもたらす社会を実現するためには、文化の振興が必要です。

そのため、市民が郷土に対し誇りと愛着を深め、広くアピールできる個性豊かな地域の文化力を、生き生きとした魅力あるまちづくりに積極的に生かしながら、市民一人ひとりが楽しさや感動、生きる喜びを実感できるような豊かな心をはぐくむことをめざします。

秋田市教育ビジョンは、こうした人づくりを進めるため、「学校教育」「社会教育」「スポーツ振興」「文化振興」の部門ごとに、めざすべき方向や重点施策等を取りまとめるとともに、様々な教育課題に的確に対応するためには、良質な教育環境の整備が必要であるとの認識から、「教育環境整備」という部門を設け、他の部門と同様に重点施策等を取りまとめました。

このビジョンの推進にあたっては、これらの部門ごとの活動の充実をめざすことはもとより、部門間の連携・協力に留意し、本市教育の一層の振興につとめます。

学校教育部門

- 基本的な考え方とめざすべき方向 -

子どもたちは、家庭や学校、地域において様々な教育を受けて育ちます。私たちは、子どもたちが夢や希望を持ち、自らの人生を力強く歩みながら、多くの人々と協力して、よりよく生きる力を身につけるために、充実した学びの場を創造し、子ども一人ひとりの可能性の実現に向けて導いていく責務があります。

これまで本市では、子どもたちが自らの人生をたくましく切りひらく意欲を持ち、的確な判断力や行動力が身につくよう、一人ひとりの「自立」を培うことにつとめてきました。

今後は、豊かな人間性をはぐくむために、これまでの教育実践を踏まえたうえで、学級や学校の友達、地域の高齢者や障害のある人、そして、世界の人々とも互いに認め合い、支え合い、高め合う活動を通して、自立の力と共生の心を身につけた子どもの育成につとめます。

幼児教育においては、幼児一人ひとりの望ましい発達を促し、生涯にわたる人間形成の基礎を培うことをめざし、幼保小連携の推進をはかります。

小・中学校の教育においては、小中9年間を連続してとらえ、変化の著しい時期を考慮して、各発達段階に応じた適切な指導・支援の充実をはかる「小中一貫した考えに立った教育」や、学校と家庭、学校と地域の信頼関係を深める「人と人との絆づくり」に取り組みます。

また、徳・知・体のバランスのとれた子どもの育成という、いつの時代も変わらない教育の「普遍性」を基本に据えながら、現在の社会に求められている、いじめ・不登校問題への取組や特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援など、「時代性」をとらえた取組の充実につとめます。そして、本市の恵まれた自然環境と社会的・文化的環境を十分に生かし、子どもたちに郷土を愛する心をはぐくむため、「地域性」を生かした教育を推進します。

高等学校等の教育においては、生徒一人ひとりの適性に応じた能力の伸長をはかるため、各校の特色を生かした教育の充実につとめます。

- 基本方針 -

自らの人生をたくましく切りひらく意欲を持ち、互いに認め合い、支え合い、高め合おうとする子どもを育てる学校教育の充実につとめます。

- 重点施策とその取組 -

幼児教育の充実

1 就学前教育の充実をはかる「幼保小連携」の推進

小学校入学時にスムーズに学校生活に適應することができるよう、幼稚園・保育所と小学校の連携を重視し、幼稚園・保育所から小学校への連続性のある

指導の充実につとめます。

そのため、幼稚園・保育所と小学校の教職員を対象とする研修会を実施し、指導についての共通理解をはかります。また、各小学校においては、幼児と小学生が交流する機会の拡充をはかります。

小・中学校教育の充実

1 小中一貫した考えに立った教育の充実

就学前教育と小学校教育の連続性に配慮しつつ、小中9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達段階に応じたきめ細かな指導を行います。

そのため、小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有したり、学習内容の「系統性」と「発展性」を考慮した学習指導や、感動を共有する小中合同の体験活動を実施するなど、学校の実情に応じた、小中一貫した考えに立った学校教育の充実につとめます。

2 信頼関係を深める「人と人との絆づくり」の推進

学校、家庭、地域の相互の信頼関係を深め、子どもたちに共生の心やそれを推し進める態度をはぐくむため、「子どもが『人の絆』の素晴らしさを実感する学習や体験活動」「学校と家庭が協力し合う機会」「学校と地域との絆を深める機会」などの充実に取り組みます。

3 「普遍性」を柱として

- 徳・知・体のバランスのとれた子どもを育てる教育活動の推進 -

(1) 豊かな人間性をはぐくむ教育活動の充実

共に学び、共に活動することの楽しさや充実感を味わい、人の喜びや痛みが分かり、思いやりを持って互いに認め合うことができるよう、子ども一人ひとりの存在感を大切に学級づくりにつとめます。

また、他者と協調してよりよいものをつくりあげる喜びを味わい、郷土の美しさや魅力に気づくことができるよう、他校との交流や小・中学校の交流を進めるとともに、地域の自然や文化を生かした体験活動の充実につとめます。

さらに、友達や指導者と心をつなげて、目標に向かって最後までやり遂げようとする過程を通して、感動を味わい、個性を伸ばし、たくましさをはぐくむ、中学校における部活動の充実をはかります。

(2) 確かな学力を育てる学習指導の充実

筋道を立てて考える力や、自分の考えや思いを豊かに表現する力など、生きる力としての「確かな学力」の向上をめざして、子どもたちの学習状況を把握・分析し、一人ひとりの理解度や興味・関心などに応じた指導方法の工夫改善につとめます。

また、国際化・情報化等の変化の激しい社会を主体的に生きていくために必要な資質を身につけさせるため、問題解決的な学習の充実につとめるとと

もに、情報教育、英語活動などを含めた学習内容の充実をはかります。

(3) 体力の向上と健康の保持増進をはかる教育活動の充実

子ども一人ひとりの体力向上をはかるために、体力や運動能力に関する実態や傾向に基づき、体育の授業の改善や運動に親しむ機会の確保などにつとめます。

また、健康の保持増進に主体的に取り組む態度をはぐくむために、生活習慣を見つめ直す指導などの充実をはかるとともに、生命や人間を尊重する視点から、発達段階や子どもの実態等に応じた性教育を推進します。

生きる力の基礎となる「食」については、子ども一人ひとりが食事の大切さを認識し、主体的に望ましい食生活を営む力を身につけるよう、家庭との連携をはかりながら食育の充実につとめます。

4 「時代性」を踏まえて

- 今日的教育課題に対応する教育活動の推進 -

(1) 人間関係を築く力の育成

お互いのよさを認め合う心や、相手を思いやる態度をはぐくむとともに、様々な人と主体的にかかわることができるコミュニケーション能力を育成するため、学級活動や異学年交流活動等の充実をはかり、人と人とのふれあいを大切にした学級づくり・集団づくりにつとめます。

(2) 一人ひとりを大切にした特別支援教育の充実

障害のある児童生徒を学校全体で支援するために、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会を組織し、「個別の指導計画」等に基づき、すべての教職員が一人ひとりの障害の状況に応じた適切な支援につとめます。

(3) キャリア教育の推進

社会とのかかわりのなかで、自分を見つめ、人のために役立ちたいという思いを持って、自分らしく生きようとする力をはぐくむために、子どもが学校生活、家庭生活、社会の一員としての生活等のなかで、様々な立場や役割を経験し、発達段階に応じて、自らの適性を発見することや人のために役立つことの喜びを感じることができる機会の充実をはかります。

(4) 子どもの心に寄り添った生徒指導の充実

問題行動の広域化やネット上のトラブル等が顕在化するなか、子どもたち一人ひとりが、抱えている悩みや不安を乗り越えて自立していけるよう、保護者と連携しながら、子どもの心に寄り添い、深くかかわる生徒指導の推進につとめます。

(5) いじめ問題に対する取組の充実

いじめの未然防止をはかるため、お互いの違いを尊重し、認め合い、相手

を思いやることのできる人間関係づくりにつとめます。

また、スクールカウンセラー等を含めた教育相談体制の充実をはかり、全校体制で、いじめの早期発見・早期対応につとめます。

(6) 不登校問題に対する取組の充実

不登校の未然防止をはかるために、学ぶことや分かることの楽しさが味わえる授業づくりや、共に活動する楽しさを実感できる学級・学年づくりにつとめます。

また、教育相談体制の整備や家庭・関係機関との連携をはかるほか、「不登校個別支援計画」に基づき、一人ひとりの不登校の状況に応じた適切な支援につとめます。

5 「地域性」を生かして

- 郷土秋田の特色を生かした教育活動の推進 -

(1) 郷土秋田を素材とした学習の充実

郷土秋田について理解を深め、秋田の将来について考え、貢献しようとする態度をはぐくむため、郷土の自然や歴史・文化等を教材とした学習、社会教育施設や史跡等を活用した学習に取り組みます。

(2) 地域文化の継承や発展、地域の教育力の活用

子どもたちが、自分たちの暮らす地域に誇りや愛着を持てるようにするため、地域の伝統芸能を学んだり、伝統行事に参加したりする体験活動の充実や地域の人材の積極的な活用につとめます。

(3) 環境教育の充実

郷土の自然とのふれあいを通して、環境に対する豊かな感性や自然との共生を大切にする態度をはぐくむため、地域の環境の保全と生活の利便性との関係を考える学習や豊かな自然に触れる体験活動、自然保護につながる実践活動等の充実につとめます。

(4) 福祉教育の充実

互いに理解し合い、助け合いながら共に生きていこうとする心や態度をはぐくむため、急速に進行する本県の高齢化の状況や福祉の課題等について理解する学習を展開するとともに、高齢者や障害のある人との交流やボランティア活動等の充実をはかります。

6 教職員の資質能力の向上をめざして

(1) 教職員としてのライフステージに応じた研修の充実

秋田市の教職員として必要な資質能力のさらなる向上をはかるため、本市学校教育の実情に即した独自の研修を、秋田市教育研究所を中心にして主体的に実施するとともに、学校における校内研修との相互連携につとめます。

また、教職経験年数に応じた体系的・総合的な研修や職務遂行のために必要な知識・技能の習得および向上をめざす実践的な研修を推進します。

(2) 様々な教育課題に適切に対応できる資質を高める教職員研修の充実

国際化、情報化などの進展や、いじめ・不登校問題、特別支援教育などの今日的な教育課題に適切に対応できる指導体制の充実をはかるため、教育理論はもとより、学校での指導に生きる体験型・問題解決型の研修を行うとともに、受講者の研修意欲と課題意識を生かしながら、受講者とともにつくる参加型の研修を実施します。

高等学校等の教育の充実

1 秋田商業高等学校の教育の充実

商業専門高等学校として、社会から要請されている実践的ビジネス能力の育成につとめるとともに、情報・会計分野において、資格取得をめざした専門的な学習の充実をはかります。

また、これまで実践してきた「ビジネス実践」の成果を踏まえ、学習の成果を地域社会に発信するとともに、文武両道の伝統校として心身の錬磨につとめ、地域に貢献できる人材を育成する教育活動に取り組みます。

2 御所野学院高等学校の教育の充実

6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで、中学校と高等学校の教員の連携を強化し、生徒一人ひとりの多様な個性の伸長をはかる中高一貫教育のさらなる充実をはかります。

また、「表現科」や「郷土学」など、中高一貫教育校としての特色を生かした、本市独自の学習活動を展開し、国際感覚を身につけながら、郷土を愛し、郷土を発展させていこうとする人材の育成につとめます。

3 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育の充実

専修学校としての専門性を生かし、美術・工芸・デザインの知識や技能を持って社会に貢献できる人材の育成につとめます。

また、社会ニーズを的確に把握し、時代の要請に応じた教育内容の充実につとめるとともに、短期大学との連携の強化をはかり、より高度な専門教育を推進します。

社会教育部門

- 基本的な考え方とめざすべき方向 -

市民一人ひとりが、学習したいという意思に基づいて、いつでもどこでも学習できる機会や環境を整えるとともに、その学習による成果を自らや地域のために生かすことができる社会をつくりあげることが望まれています。

これまで本市では、社会教育施設における活動などを中心に、市民の学習機会の拡充や学習環境の整備につとめてきたほか、学習による成果を地域に還元する仕組みづくりにも取り組んできました。

今後は、より充実した人生をおくりたいという欲求の高まりや情報化社会の進展が生み出す価値観の多様化などにより、市民の学習意欲は一層高まるとともに、学習に関する要望もさらに多様化することが予想されます。

そのため、本市の第3次秋田市社会教育中期計画の目標である「だれでもが 学んで 生かせる 協働あきた」の実現をめざして、「学びの支援体制の充実」「学びの機会の選択の支援」「学びの機会の充実」「学びの成果を生かす機会の充実」を4つの柱として掲げ、「市民と行政」「市民と市民」の協働を通じながら、市民の多様な学びのニーズに応える社会教育活動を推進します。

- 基本方針 -

「だれでもが 学んで 生かせる 協働あきた」の実現につとめます。

- 重点施策とその取組 -

社会教育の充実

1 学習機会の充実

(1) 社会教育体制の整備

市民の高度化・多様化している「学び」のニーズに対応するため、大学等の高等教育機関と連携し、学習プログラムの充実をはかるとともに、「市民と行政」「市民と市民」の協働による「学び」の支援体制づくりにつとめます。

(2) 学習機会の選択の支援

「学び」への参加を促すため、民間やNPO、行政等で開催する各種学習の情報提供や情報収集、学習相談、情報交換の各機能を有するネットワークシステム（「学び」の総合窓口）を構築し、市民一人ひとりのニーズに応じた「学び」を支援します。

(3) 学習機会の提供

市民のライフステージにおける課題や現代的課題、地域課題等に関する「学び」の機会の提供、社会教育関係団体の育成と連携による学習活動や地域で

活躍できる指導者養成の機会を充実し、社会参加活動の促進をはかるとともに、地域コミュニティづくりを推進します。

また、家庭教育力の向上を支援するため、乳幼児・児童生徒の保護者を対象とする「学び」の機会や相談の充実につとめます。

(4) 学習成果の評価と活用

市民の「学び」の成果を適切に評価するとともに、その成果を地域社会の活性化につなげるため、発表の場や、様々な分野のボランティア、指導者、講師として活動できる場の提供につとめます。

2 学習環境の整備

(1) 公民館等の整備

多様化・高度化している市民の「学び」のニーズに的確に対応するため、公民館等の社会教育施設については、時代に即し、他の公共施設との複合化による施設整備につとめるとともに、施設間の事業の連携を促進し、「学び」の環境の充実をはかります。

(2) 図書館サービスの充実

地域の情報拠点として、市民の「学び」のニーズに対応した幅広い資料収集と情報提供につとめるとともに、中央図書館明德館を中心とした図書館間の連携によるネットワークを形成し、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

また、ボランティア等と連携・協力し、各種講座、資料展示会、幼児のおはなし会を開催するなど、図書に親しむ機会の拡充をはかるほか、市民の「学び」を支援する視聴覚メディアや映像資料等の利用促進につとめます。

3 青少年の健全育成の推進

(1) 放課後児童対策の充実

子どもを健やかに育成できる安全な居場所づくりのため、児童館などの整備を進めるとともに、放課後子どもプランを積極的に推進し、総合的な放課後児童対策につとめます。

(2) 児童の地域活動の充実

年齢の異なる子どもたちが、学校や家庭では経験できない地域における各種体験活動を通して、協調性や創造性等をはぐくむことができる機会の充実につとめるとともに、子ども会活動の奨励や子ども会育成団体の活動支援をはかります。

(3) 青少年非行の未然防止活動の充実

少年指導委員による街頭指導、少年や保護者を対象とした相談事業のほか、県や警察、青少年健全育成団体等と連携し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境から青少年を守る活動の充実につとめるとともに、広報・

啓発活動を推進します。

- 各施設の取組 -

1 太平山自然学習センター「まんだらめ」

太平山の豊かな自然に親しみながら、子どもから高齢者までの各世代が集団生活や野外活動、ものづくりなどの体験活動を通して、青少年の健全育成や市民の生涯学習を推進します。

- ・ 宿泊研修活動プログラムの開発やボランティアの充実
- ・ 小中学生や親子・家族などの市民を対象とした主催事業の充実
- ・ 体験活動への安全対策や施設・設備の安全管理の徹底

2 自然科学学習館

身の回りの様々な事象に関する科学的な見方を広げ、楽しく学びながら不思議と驚きを発見し、解明する力を養うことができる展示やワークショップ、体験学習を通じて、次代の秋田を担っていく人材の育成をはかります。

- ・ 身近な科学を題材にした企画の充実
- ・ 学校および関係機関との連携強化

3 勤労青少年ホーム

次代を担う若者の豊かな人間性と社会的自立を培うため、学習機会や交流の場を提供し、健全な育成をはかります。

- ・ 社会人・職業人としての教養を体得する学習機会と、自立意識を促す支援事業の充実
- ・ 地域社会に貢献するボランティア活動の奨励

4 少年指導センター

少年の非行防止および健全育成のための拠点として、関係機関、団体と連携・協調のもとに、街頭巡回、少年相談などのほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境から青少年を守る活動の充実をはかります。また、青少年が自立、責任、連帯、寛容などの人間性を養い、社会の規範意識を身につけるように、地域と一体になった活動を推進します。

- ・ 社会環境、地域の実態に即した地区巡回や小学生の登下校時間における街頭巡回の実施
- ・ すべての子どもたちを対象にした「声かけ」の推進と、地区少年指導委員会活動の充実
- ・ 関係機関と連携した、電話相談・面接相談および広報・啓発活動の充実

5 女性学習センター

市民一人ひとりが性別にかかわらず、多様な分野において個性と能力を発揮することができる男女共生社会の形成をめざし、女性の生涯学習および男女共

生に関する学習を支援します。

- ・ 女性の課題解決・エンパワーメントを内容とする学習機会の充実
- ・ 男女共生関係団体等との協働による学習活動の促進

6 公民館

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、充実した学習活動に親しむことができるよう、機会の拡充をはかるとともに、地域づくりの拠点施設として、社会教育関係団体等との連携を通じ、社会参加活動を推進するための市民意識の醸成につとめます。

- ・ 子どもから高齢者までのライフステージに応じた学習活動の推進
- ・ 青少年の健全育成をはかる各種体験学習活動の推進
- ・ 社会教育団体等との連携による学習活動の推進

7 図書館

市民に親しまれる図書館として、学習に必要な各種資料を広く収集し、すべての市民に提供するとともに、視野を広め専門性を高めるための様々な機会を提供します。また、市民が情報を十分に活用できるようICT化をさらに進め、地域の情報拠点としての役割を担います。

- ・ 図書館間のネットワーク形成による利用環境の向上
- ・ ボランティア等との連携による図書に親しむ機会の拡充

スポーツ振興部門

- 基本的な考え方とめざすべき方向 -

スポーツは、人間が本来持っている体を動かすという欲求を満たす人類の文化であり、心身両面に対して様々な効用を与えてくれます。その効用は、体力の向上、生活習慣病の予防など健康の保持増進だけでなく、精神的充足によるストレスの発散、他者とのコミュニケーション能力や思いやりの心をはぐくむなど、心身の健全な発達を促すものです。

また、人間関係が希薄化している地域社会において、スポーツを通じて交流を深めることは、市民相互の新たな連携を生み、地域の連帯感や活力を醸成してくれます。

さらに、スポーツとのかかわり方については、自ら行うスポーツだけでなく、見て楽しむスポーツやボランティアとして支援するスポーツなど、生活の質的向上やゆとりを生み出すことのできる様々なスポーツの形態があることから、多様化するニーズに的確に応えていく必要があると考えています。

これまで本市では、スポーツが生み出すこうした様々な効用やニーズを踏まえ、市民のだれもが気軽にスポーツに親しむことができるような環境づくりにつとめるとともに、スポーツ施設の計画的な整備を進めてきました。

今後は、市民のスポーツへの主体的な取組を促進しながら、そのニーズに適切に応え、体力、年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

そのため、スポーツ活動の多様化に対応できる体制づくりや競技力向上をめざしたスポーツ環境づくりのほか、施設の計画的な整備と効率的な運営をはかり、市民のだれもが気軽にスポーツ活動を実践できる環境の整備を進め、スポーツを通じた健康な心と体づくりや地域の連帯感の醸成につとめます。

- 基本方針 -

「健康実感 !! はずむスポーツ」を合言葉（キャッチフレーズ）に、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につとめます。

- 重点施策とその取組 -

市民スポーツの振興

1 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現

(1) 生涯スポーツ推進体制の整備・充実

幅広い世代の市民がスポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりに取り組むことができるよう、イベント案内の充実をはかるとともに、スポーツボランティアの活動など、スポーツに関連する様々な情報を収集し提供するほか、体育の日に開催している「健康のつどい」において、体力測定実施者に

対して、最適なスポーツプログラムの指導や助言を行います。

また、高齢者や障害のある人のスポーツ活動への参加機会の拡大につとめます。

こうした市民の生涯スポーツの振興をはかるため、秋田市スポーツ振興基金を有効に活用します。

(2) 自主スポーツクラブの結成および育成

秋田県中央地区広域スポーツセンターとの連携をはかりながら、総合型地域スポーツクラブなど自主スポーツクラブの設立支援や育成につとめるとともに、新たに設立するクラブに対して指導や助言を行います。また、既存の地域ジュニアスポーツクラブの活動の充実をはかります。

(3) 実践活動の促進

気軽に取り組むことができるニュースポーツを紹介・導入して、スポーツ実践の機会の創出につとめ、子どもから高齢者まで年齢にかかわらず、スポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

(4) 学校体育施設の利用促進

市民のスポーツ活動の機会を拡充するため、すべての市立小学校の体育施設を開放します。

指導者の育成

1 スポーツに関する市民ニーズへの対応

(1) 指導者研修の充実

スポーツ指導者を対象に、新しい情報や専門的な知識・技能を身につけるための講習会を開催し、体育指導委員やスポーツ推進員の資質向上につとめながら、多様化するスポーツに関する市民のニーズへの対応をはかります。

競技スポーツとスポーツ関係団体の充実強化

1 組織の拡充とスポーツ活動の推進

(1) 関係諸団体との連携

競技力向上のための講習会やトップアスリートを招いた練習会のほか、関係団体と連携しながら指導者講習会などを開催します。

(2) 各種大会等への支援

東北、全国大会などの競技大会に出場する選手への支援につとめるほか、全国的スポーツイベントの誘致を支援します。

(3) 各種スポーツ団体の育成

秋田市体育協会などの全市的な団体や市内小学校区ごとに組織されている地区体育協会、地域や愛好者で構成するサークル団体などの身近な団体の育成と支援につとめます。

(4) スポーツを通じた交流活動の促進

海外および国内の友好姉妹都市等とのスポーツを通じた交流活動の促進につとめます。

スポーツ施設の整備・充実

1 効率的活用と計画的整備

(1) スポーツ施設の有効活用

施設の有効活用をはかるため、各種大会などの利用以外に、個人が気軽に利用できる一般開放日を設けるなど、市民が幅広く有効に活用できるようつとめます。

(2) スポーツ用器具の整備・充実

スポーツ用器具の計画的整備とニュースポーツの貸出用器具の充実をはかります。

(3) スポーツ施設の適正な維持管理

障害のある人に配慮した施設整備を推進するとともに、利用者がより快適に使用できるよう、スポーツ施設の適正な維持管理につとめます。

文化振興部門

- 基本的な考え方とめざすべき方向 -

文化は私たちの生活すべてにかかわっており、心に潤いやゆとりをもたらすとともに、豊かな人間性をはぐくむうえで、大きな役割を果たします。これからの社会に生きる市民一人ひとりが充実した人生をおくるために、人々の文化によせる期待感が高まり、さらにまた、近年は、文化資産を活用したまちづくりや地域経済の活性化を促すなど、文化の持つ力があらためて認識されてきています。

これまで本市では、市民が文化に親しむ環境づくりと、薰り高い市民文化の醸成に取り組んできました。

今後は、市民が郷土の自然や歴史、文化の価値を再認識し、郷土を愛するとともに、生涯を通じて学び、成長し、充実した人生をおくることのできる環境の整備につとめ、国内外に広くアピールできる個性豊かな地域文化の創造をはかります。

そのため、本市では、文化を通じて市民の豊かな心を育てるための施策を積極的に展開し、文化・芸術が人々を引きつける魅力や社会に与える影響力、すなわち「文化力」を高め、活力あるまちづくりと市民文化の振興につとめます。

- 基本方針 -

市民一人ひとりが潤いとゆとりのある生活をおくり、活力ある社会を実現できるように、文化力の向上につとめます。

- 重点施策とその取組 -

文化・芸術活動の充実

1 パートナーシップの確立と文化の担い手育成

(1) 地域の人材や文化関係団体との連携による活動の充実と人づくり

地域の様々な人材と連携し、専門的知識の交流や市民が文化・芸術に親しむための機会を拡大しながら、だれもがこれからの文化の担い手となるよう育成につとめます。

(2) 学校など教育機関との連携による人づくり

学校などの教育機関と連携し、郷土の歴史と文化を伝えるために文化財を活用した授業の呼びかけを行います。また、大学など高等教育機関の専門的知識を持った人材との交流などを通じて、文化・芸術に親しむプログラムの充実をはかります。

(3) 民間企業による支援体制づくり

文化の有力な担い手である民間企業へ積極的に働きかけ、その活力を生かしたメセナによる支援体制づくりにつとめます。

2 文化・芸術活動への支援と顕彰

(1) 文化関係団体の育成と活動への支援

文化・芸術活動の促進と鑑賞機会拡大のために、コンサートや演劇・出版などの事業に助成し、文化関係団体を育成するとともに、個人や団体、若者による活動を支援します。

(2) 優れた文化・芸術活動と功績の顕彰

文化・芸術活動において優れた作品に秋田市文化選奨を、また、芸術・学術・産業・スポーツなどの分野で、文化振興や文化行政に功績のあった個人や団体に秋田市文化章・秋田市文化功績章を贈呈し顕彰します。

文化財の保存と活用の推進

1 文化財の保存と活用

(1) 文化財の指定と保存・保護

歴史・民俗・美術など有形無形の文化資産の調査を進め、文化財としての指定や保存、埋蔵文化財と特別天然記念物カモシカの保護につとめます。

(2) 文化財の活用

歴史資料・美術工芸品・建造物などの有形文化財や、民俗芸能・工芸技術などの無形文化財を展覧会や講座、伝承教室などの開催により、市民の郷土学習の教材として活用をはかります。

(3) 史跡の保存・整備

史跡である秋田城跡や地蔵田遺跡などを、市民の郷土学習の場や地域資源として活用するため、保存・整備を進めます。

(4) 歴史資料・先覚者資料の収集と保存

書跡・典籍や古文書などの歴史資料の発掘と収集を行うとともに、郷土の誇りとなる秋田市の先覚者について調査を行い、市民の文化的財産として適切な保存と活用につとめます。

文化施設の充実

1 ネットワーク化と整備の推進

(1) 文化施設のネットワークの構築

観覧者に回遊性を持たせる魅力ある観光資源としての利活用をはかるとともに、共同事業の開催やアウトリーチ型の事業を進め、資料データの公開や情報提供を行うなど、秋田の文化創造の場としてネットワークを構築します。

(2) 文化施設の整備と利活用の促進

優れた文化・芸術の紹介や資料を保存・展示するために施設の整備を進めるとともに、市民の文化活動の振興をはかるため、文化施設の利活用の促進につとめます。

- 各施設の取組 -

1 千秋美術館

佐竹曙山、小田野直武らの秋田蘭画や平福穂庵・百穂父子、寺崎廣業、岡田謙三、木村伊兵衛など郷土ゆかりの作家や作品の調査・研究および収集を行うとともに、国内外の優れた芸術品や所蔵品による展覧会の開催や様々な教育普及活動を通して、市民が気軽に美術に親しみながら心豊かな時間を共有できる環境の充実をはかります。

- ・郷土ゆかりの作家や作品の調査・研究と、収集による所蔵品の充実
- ・企画展および常設展の充実と、講座・講演会など教育普及事業の推進
- ・展覧会等の広報宣伝の推進

2 赤れんが郷土館

国指定重要文化財である赤れんが館(旧秋田銀行本店)の保存と活用につとめるとともに、郷土の木版画家勝平得之、人間国宝の鍛金家関谷四郎などの貴重な作品や資料の保存・調査・収集・展示と教育普及活動を通して、市民が郷土の歴史と文化を学べる施設として充実をはかります。

- ・郷土秋田の文化と歴史および先覚者の調査・研究と、その活用の推進
- ・企画展および常設展の内容の充実と、学習講座などの普及事業の推進
- ・文化財である建物の保存およびコンサート・講演会・展覧会開催による活用の推進

3 民俗芸能伝承館「ねぶり流し館」・旧金子家住宅

秋田市の民俗行事や郷土芸能を展示するとともに、保存・伝承、後継者育成を目的とした様々な事業の充実につとめます。また、江戸時代後期の商家である市指定文化財旧金子家住宅を保存し、市民の文化活動の場として活用をはかります。

- ・民俗芸能の常設展示の充実
- ・民俗芸能の伝承を目的とした調査・研究の推進と、講座や発表会などの普及事業の充実
- ・旧金子家住宅の保存と、展示会・講演会開催による利活用の促進

4 佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所・旧黒澤家住宅

秋田藩主佐竹氏と江戸時代の秋田に関する歴史資料を調査・収集し、良好な状態で後世に伝えていくとともに、企画展・常設展・市民学習講座の開催を通して、広く市民に郷土の歴史を発信します。また、各施設の連携によって、市民が歴史に親しむ環境の充実をはかります。

- ・佐竹氏および秋田の歴史を紹介する企画展、常展、学習講座の内容の充実
- ・市指定文化財の保存および展示による文化財に親しむ機会の提供
- ・旧黒澤家住宅の保存および企画展や学習講座の開催による活用の推進
- ・ボランティアとの連携による千秋公園(久保田城跡)の活用の推進

5 文化会館

芸術文化活動の拠点として、市民の音楽・舞台芸術活動の裾野拡大のため、自主事業の充実につとめるとともに、市民の自主的な活動のしやすい親しみの持てる環境づくりをめざします。

また、各種大会や学会・研修会等の開催誘致のため、ホールや会議室等の活用によるコンベンション機能の充実につとめます。

- ・市民の音楽や舞台芸術等に対する関心を高めるための施設活用と鑑賞機会の拡充
- ・子どもたちの芸術体験を豊かにするための鑑賞事業や体験活動の充実
- ・施設の計画的な整備の推進

6 秋田城跡調査事務所（秋田城跡出土品収蔵庫）

国指定史跡である秋田城跡では、保護・管理上必要となる発掘調査を行い、史跡公園の整備を計画的に進め、市民の郷土学習の場として遺跡の有効活用をはかります。また、秋田城跡出土品収蔵庫の充実をはかるとともに、文化財の保存・活用のため、新たな展示施設の建設を検討します。

- ・市民との連携による各種事業や学習講座等の開催による活用の推進
- ・発掘調査等による史跡の保護と、環境整備事業の推進および展示施設充実の検討

7 河辺農林漁業資料館

河辺地域の文化・歴史・民俗および農林漁業に関する資料の保存や整理につとめ、市指定文化財である旧国鉄三内川発電所の資料を中心とした常設展示の充実をはかります。

- ・収蔵資料の保存・整理と、展示資料の見直しおよび体系的展示の実施検討

8 雄和ふるさとセンター

雄和地域の産業・文化・歴史および民俗に関する資料の保存や整理につとめ、雄物川の河川交通と生活文化に関する資料を中心とした展示を検討します。

- ・地域の特色を生かしたテーマ展示の検討
- ・収蔵資料の整理と、学校教育や生涯学習への活用の検討

教育環境整備部門

- 基本的な考え方とめざすべき方向 -

教育のあり方について様々な議論がなされ、具体的な改革が進められているなかで、教育の質を維持し、さらに向上させていくことが求められています。そのためには、教育内容や教職員資質の向上はもちろんのこと、教育施設や児童生徒の安全対策など、教育を取り巻く様々な環境の整備が必要です。

これまで本市では、学校施設・社会教育施設・スポーツ施設・文化施設の計画的な整備につとめてきました。これに加え、学校教育をはじめ、市民のライフステージに応じた様々な学習活動を支える環境整備につとめてきています。

今後は、こうした環境整備に加えて、様々な教育課題への的確かつ迅速な対応をはかるため、教育活動を支える教育委員会の体制強化につとめながら、地域の実情に即した教育行政を展開していくことが求められます。

そのため、乳幼児期から高齢期に至るまでの市民の教育活動を支え、充実させるため、安全・安心を基本とした良質な教育環境の整備につとめます。また、様々な教育活動に従事する職員の資質向上につとめるとともに、今後の教育委員会のあり方についても検討を進めます。

- 基本方針 -

安全・安心を基本とした良質な教育環境の整備につとめます。

- 重点施策とその取組 -

教育環境の整備

1 教育施設・設備の整備

(1) 学校施設・設備の整備

校舎や体育館については、そこで学ぶ児童生徒の安全を確保するとともに、災害時には市民の避難施設になることも考慮し、増改築、大規模改造などの改修事業を含めて、早急に施設の耐震化を進めます。

また、学校における教育環境の向上をはかるため、設備や備品の整備につとめます。

(2) 社会教育施設・スポーツ施設・文化施設の基盤整備

社会教育活動・スポーツ活動・文化活動の充実には、その活動の基盤となる施設の整備が必要です。これらの施設については、利用者の安全確保を第一義としつつ、市全体の施設整備との整合をはかりながら、計画的な整備につとめます。

2 児童生徒の安全対策の充実

(1) 学校内の安全・安心

児童生徒が安心して学校生活をおくれるよう、すべての市立小学校へ警備

員を配置するほか、学校安全マニュアルの整備や防犯教室の実施など、学校内の安全確保につとめます。

(2) 通学路の安全・安心

児童生徒が登下校時に事故や犯罪に巻き込まれることがないように、スクールガード・リーダーなどと連携しながら安全確保につとめます。また、各小学校ごとに組織する安全対策委員会の活性化をはかり、地域、学校、関係機関等が一体となった安全対策を推進します。

3 良好な教育環境の維持・向上

(1) 学校配置の適正化

児童生徒数の減少が続くことが予想されるなか、良好な教育環境の維持・向上をはかるため、学校規模によるメリット・デメリットを十分に検証しながら、学校配置の適正化について検討を進めます。

(2) 学校給食のあり方

学校給食では、子どもたちの健康の保持増進や体力向上等のため、地場産物を積極的に活用しながら、安全でバランスのよい、おいしい給食を提供します。

また、給食調理場のあり方については、当面、中学校学区単位で、拠点となる小学校に共同調理場を設けていく方針としており、安全衛生面・コスト面などに配慮しつつ、民間委託の検討と合わせながら、学校給食業務の適正化につとめます。

(3) 幼児教育への支援と私学の振興

希望するすべての幼児が幼稚園教育を受けることができるよう、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興をはかるための助成を行います。また、幼稚園をはじめとする私立学校が行う施設整備に対し支援を行います。

行政改革への対応と教育委員会のあり方

1 行政改革への対応

(1) 所管施設への指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入については、施設運営における市民の利便性の向上や管理コストの縮減を十分に検証し、制度導入について検討します。

(2) 施設使用料等の適正化

施設使用料等については、公平性や公益性の確保のため、全庁統一的な指針に基づきながら、受益と負担のバランスに配慮した適正な区分、金額等の設定を進めます。

2 教育委員会のあり方

(1) 職員の資質向上

市民ニーズを的確にくみ取り、質の高い教育を提供するため、職員の資質向上につとめます。特に、社会教育主事、学芸員、司書等の専門的職員については、その専門的な能力の一層の向上につとめます。

(2) 教育委員会の活性化

地方分権時代にふさわしい、地域の実情に合わせた主体的な教育行政を展開することができるよう、教育委員会の活性化につとめます。

秋田市教育ビジョンの補足について

1 はじめに（趣旨）

秋田市教育ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間として、平成20年3月に策定しました。

平成23年4月で策定後3年が経過しておりますが、その間、景気の低迷や政権交代など社会経済情勢は大きく変化しております。また、本市においても、組織の機構改正や、スポーツ振興法に基づき策定している「スポーツ振興マスタープラン」の見直し、「第4次秋田市社会教育中期計画」の策定など、変化に柔軟に対応した教育行政の推進につとめてまいりました。

そういった状況の変化等を踏まえ、ビジョンの計画期間は2年残っておりますが、記載内容に本市の教育行政の現状と異なる部分が出てきたことから、別表の点について補足するものです。

2 基本的な考え方

ビジョンの補足にあたっては、次の5つの観点からビジョン全文の検証を行いました。

- ①法令等の改正により、明らかにビジョンの記載がそぐわなくなったもの
- ②国、県の方針転換等により、本市の教育行政も方針転換をしているもの
- ③新たな計画策定により、明らかにビジョンの記載と合わなくなったもの
- ④本市の機構改正により、教育委員会の所管でなくなるもの
- ⑤その他

検証の結果、③「新たな計画の策定」・④「機構改正」・⑤「その他」に関し補足が必要と判断いたしました。

なお、補足の判断は平成23年4月1日時点を基準日としております。

3 補足事項

《 ③ 新たな計画策定に関する事項 》

< NO. 1 >

頁	P 9	部門	社会教育	項目	基本的な考え方とめざすべき方向
<作成時の記述>					
そのため、本市の第3次秋田市社会教育中期計画の目標である「だれでもが学んで生かせる協働あきた」の実現をめざして、「学びの支援体制の充実」「学びの機会の選択の支援」「学びの機会の充実」「学びの成果を生かす機会の充実」を4つの柱として掲げ、「市民と行政」「市民と市民」の協働を通じながら、市民の多様な学びのニーズに応える社会教育活動を推進します。					
<補足内容>					
秋田市社会教育中期計画は、平成23年度から、新たに第4次計画としてスタートしております。「共に学び共に育む元気な秋田」を基本目標とし、第3次計画の4つの柱に加え、「地域コミュニティづくりの推進」を新たな柱として掲げております。					

< NO. 2 >

頁	P 13	部門	スポーツ振興	項目	基本的な考え方とめざすべき方向
<作成時の記述>					
今後は、市民のスポーツへの主体的な取組を促進しながら、そのニーズに適切に応え、体力、年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざします。 そのため、スポーツ活動の多様化に対応できる体制づくりや競技力向上をめざしたスポーツ環境づくりのほか、施設の計画的な整備と効果的な運営をはかり、市民の誰もが気軽にスポーツ活動を実践できる環境の整備をすすめ、スポーツを通じた健康な心と体づくりや地域の連帯感の醸成につとめます。					
<補足内容>					
秋田市スポーツ振興マスタープランは平成23年度から、新たに第2次計画としてスタートしており、『健康・感動・協力を合い言葉として、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につとめ、元気な「はずむスポーツ都市」をめざす』ことを基本方針としております。 また、「市民の生涯スポーツの振興」「指導者・リーダーの育成と活用」「競技スポーツとスポーツ関係団体との連携支援」「スポーツ施設の整備・活用」という当初計画とおおむね同様の基本目標のほか、「地域スポーツの振興」を新たな基本目標として掲げております。					

< NO. 3 >

頁	P 21	部門	教育環境整備	項目	Ⅱ 行政改革への対応と教育委員会のあり方 1 行政改革への対応
<作成時の記述> 1 行政改革への対応 (1) 所管施設への指定管理者制度の導入 指定管理者制度の導入については、施設運営における市民の利便性の向上や管理コストの縮減を十分に検証し、制度導入について検討します。 (2) 施設使用料等の適正化 施設使用料等については、公平性や公益性の確保のため、全庁統一的な指針に基づきながら、受益と負担のバランスに配慮した適正な区分、金額等の設定を進めます。					
<補足内容> 秋田市行政改革大綱は、平成23年度から、新たに「県都『あきた』改革プラン（第5次秋田市行政改革大綱）」としてスタートしております。教育委員会に関わる主な改革項目は、以下のとおりとなります。 ○屋内体育施設への指定管理者制度の導入 ○学校給食における調理業務の民間委託の推進 ○河辺農林漁業資料館の管理運営の見直し（新） ○雄和ふるさとセンターの休・廃止（新） ○統廃合後の学校施設の利活用指針の策定（新） ○文化施設における年間パスポートの発行（新） ○施設使用料の見直し					

《 ④ 機構改正に関する事項 》

< NO. 4 >

頁	P 10	部門	社会教育	項目	I 社会教育の充実 3 青少年の健全育成の推進
<作成時の記述> 3 青少年の健全育成の推進 (1) 放課後児童対策の充実 子どもを健やかに育成できる安全な居場所づくりのため、児童館などの整備を進めるとともに、放課後子どもプランを積極的に推進し、総合的な放課後児童対策につとめます。 (2) 児童の地域活動の充実 年齢の異なる子どもたちが、学校や家庭では経験できない地域における各種体験活動を通して、協調性や創造性等をはぐくむことができる機会の充実につとめるとともに、子ども会活動の奨励や子ども会育成団体の活動支援をはかります。 (3) 青少年非行の未然防止活動の充実 少年指導委員による街頭指導、少年や保護者を対象とした相談事業のほか、県や警察、青少年健全育成団体等と連携し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境から青少年を守る活動の充実につとめるとともに、広報・啓発活動を推進します。					
頁	P 11	部門	社会教育	項目	各施設の実施 4 少年指導センター
<作成時の記述> 4 少年指導センター 少年の非行防止および健全育成のための拠点として、関係機関、団体と連携・協調のもとに、街頭巡回、少年相談などのほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境から青少年を守る活動の充実をはかります。 また、青少年が自立、責任、連帯、寛容などの人間性を養い、社会の規範意識を身につけるように、地域と一体になった活動を推進します。 ・ 社会環境、地域の実態に即した地域巡回や小学生の登下校時間における街頭巡回の実施 ・ すべての子どもたちを対象にした「声かけ」の推進と、地区少年指導委員会活動の充実 ・ 関係機関と連携した、電話相談・面接相談および広報・啓発活動の充実					

頁	P 21	部門	教育環境整備	項目	I 教育環境の整備 3 良好な教育環境の維持・向上
<作成時の記述> (3) 幼児教育への支援と私学の振興 希望するすべての幼児が幼稚園教育を受けることができるよう、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興をはかるための助成を行います。 また、幼稚園をはじめとする私立学校が行う施設整備に対し支援を行います。					
<補足内容> 平成23年4月1日付けの機構改正により、市長部局に子ども未来部が新設され、以下の事務は、同部に移管されております。 ○放課後児童対策に関すること。 ○子ども会活動の奨励や子ども会育成団体の活動支援に関すること。 ○青少年非行の未然防止活動に関すること。 ○少年指導センターに関すること。 ○幼児教育への支援に関すること。					

<NO. 5>

頁	P 12	部門	社会教育	項目	各施設の取組 6 公民館
<作成時の記述> 市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、充実した学習活動に親しむことができるよう、機会の拡充をはかるとともに、地域づくりの拠点施設として、社会教育関係団体等との連携を通じ、社会参加活動を推進するための市民意識の醸成につとめます。 ・子どもから高齢者までのライフステージに応じた学習活動の推進 ・青少年の健全育成をはかる各種体験学習活動の推進 ・社会教育団体等との連携による学習活動の推進					
<補足内容> 公民館機能を有する市民サービスセンターの整備により、平成21年5月に西部公民館を廃止しております。また、平成23年5月に土崎・河辺・雄和公民館を廃止します。					

《 ⑤ その他に関する事項 》

< NO. 6 >

頁	P 4 他	部門	全体	項目	
< 補足内容 > 本ビジョンに「障害のある人」などの記載がありますが、本市では、平成 22 年度から、障害児（者）福祉等に関連する「障害」の「害」の字は、原則ひらがなとし、「障がい」と表記しております。					

平成24年度の主な取組

(資 料)

学校教育部門

1 「幼保小連携」の推進

幼稚園・保育所から小学校への連続性のある指導の充実に資するため、幼保小連携研修会を開催する。

2 小中一貫した考えに立った教育の充実

学校規模や設置形態などの学校の実情に応じた取組を通して、小中一貫した考えに立った教育の充実をはかる。

3 信頼関係を深める「人と人との絆づくり」の推進

市立小・中学校がこれまでの教育活動を踏まえて「絆づくり教育プラン」を作成し、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、子ども同士、学校と家庭・地域との絆づくりを推進する。

4 学校評議員の活用

学校評議員を各校に置き、校長の求めに応じて、学校運営についての意見や助言をいただき、開かれた学校づくりを推進する。

5 「はばたけ秋田っ子」教育推進事業

- (1) 中学生が日頃取り組んでいる文化活動を発表し合う「中学校文化フェスティバル」を開催する。(ステージ発表)
- (2) 中学生が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を開催する。
- (3) 複数の学校が協力して合同体験を行う「学校群合同体験活動」を実施する。

6 中学校部活動外部指導者派遣事業

専門的な技術を有する社会人を、中学校の運動部および文化部に派遣する。
(指導者数：50人)

7 外国語指導助手活用経費

英語教育の充実をはかるため、外国語指導助手を中学校、高等学校および中高一貫校に配置する。(指導助手数：19人)

8 小学校外国語活動外部指導者派遣事業

小学校における外国語活動の充実に資するため、市内在住の外国人を外部講師として各校に派遣する。(外部指導者数：13人)

9 副読本関係経費

「わたしたちの秋田市」「わたしたちの健康」を作成、「わたしたちのあんぜん」「わたしたちの秋田県」を児童に配付する。

10 中学校補助教材購入経費

秋田市5万分の1地形図を生徒に配付する。

11 「学校きらめきプラン」支援事業

校長の経営方針に基づき、各校が重点的に取り組む教育活動に予算措置を行う。

12 特別支援教育推進事業

(1) 学校行事等支援

障がいのある児童生徒が長時間の学校行事、校外学習に参加する際にサポーターを派遣する。(950時間)

(2) 学級生活支援

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度、学級の実情に応じてサポーターを派遣する。(小学校43校、中学校10校に合計102人)

(3) 日本語指導支援

国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒に対してサポーターを派遣する。(小学校10校、中学校7校に合計16人)

13 適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業

適応指導教室「すくうる・みらい」を中心として、不登校児童生徒に対して集団に適応できるよう個別指導するほか、保護者・教職員に対して支援を行う。

14 「心の教室相談員」配置事業

生徒が悩みや不安を気軽に話せる第三者的な存在として、中学校に「心の教室相談員」を配置する。(6校)

15 郷土秋田の特色を生かした教育活動の推進

郷土を愛する心をはぐくむため、本市の豊かな自然や優れた人材等を活用しながら、地域の歴史や先人の功績等について理解を深める学習や地域の伝統芸能や文化に親しむ活動に取り組むとともに、環境教育や福祉教育の充実をはかる。

16 教職員研修推進事業

基本研修、職務別研修、課題別研修、専門研修等を体系的に実施し、市立小・中学校教職員の資質向上をはかる。

17 秋田商業高等学校・御所野学院高等学校へのスクールカウンセラー配置経費

不登校やいじめなどの生活上の問題で心に悩みを抱える生徒とその保護者に、専門的な見地から対応する相談体制を充実させる。

4 学校評議員の活用

これまでの学校教育懇談員制度を改め、学校評議員を各校に置き、校長の求めに応じて、学校運営についての意見や助言をいただき、開かれた学校づくりを推進する。

〔事業概要〕

○委嘱人数等

- ・ 1校につき6名以内とし、有識者、関係機関・地域代表、保護者等の分野から、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。
- ・ 評議員本人の了解が得られれば、近隣校など複数校の評議員を兼ねることは差し支えない。
- ・ 任期は1年とするが、再任は可能である。

○活用方法

- ・ 各校において、教育計画に関する事項、家庭や地域社会との連携に関する事項などについて個別に意見を求めるほか、年2回以上評議員の会を開催し、意見交換を行う。

社会教育部門

1 生涯学習・社会教育推進経費

乳幼児期から高齢期までの各期と、多種多様な市民の学習ニーズに応える学習機会として、各種学級・講座等を開設する。

また、様々な分野の指導者や講師の養成と確保につとめるとともに、生涯学習奨励員等の活動を通じて社会参加を促進する。

2 地域社会教育推進経費

市民サービスセンターが設置されている土崎、西部、河辺および雄和の各地域において講座・学級等の社会教育事業を実施する。

3 新成人のつどい開催事業

新成人の新しい門出を祝福する記念行事を通して、新成人としての責任と自覚を促す機会とする。

4 社会教育各種団体補助金及び負担金

社会教育各種団体が行う社会教育の振興に寄与する事業を対象に補助金を交付する。

5 図書資料整備経費

市民の読書活動支援のため、積極的に資料を収集して提供するほか、図書館遠隔地に住む市民のために、移動図書館車や配本サービスによる定期巡回を実施して、本に親しむ機会の充実につとめる。

6 土崎図書館施設整備等経費

利用者への快適な施設環境の提供と図書の適正な管理・保存を行うため、屋上防水等改修工事を行う。

7 石井露月顕彰事業

石井露月生誕140周年を記念し、全国俳句大会・第55回秋田市短詩型大会を開催するとともに、露月マップの作成、露月とその時代展および記念講演会等を開催する。

8 明德館文庫運営事業

フォンテAKITA 6階に開設した中央図書館明德館文庫(フォンテ文庫)において、読書活動推進のため各種事業を行う。

9 子ども読書活動推進事業

子どもたちが読書に親しむ環境づくりを支援するため、図書館サポーターを市立図書館に1名ずつ配置し、市内全小学校に派遣するとともに、学校図書館と連携をはかる。また、児童に対し、図書館事業を体験させる。

7 石井露月顕彰事業

石井露月の生誕140周年という記念の年に当たり、功績を広く県内外に顕彰するため、露月句碑マップの作成、露月とその時代展および記念講演会を開催するとともに、短詩型（俳句、短歌、詩、川柳）の作品を全国から募集し、作品づくりを通して文学に親しみ心豊かな芸術文化の振興をはかります。

〔主な事業内容〕

(1) 生誕140周年記念全国俳句大会・第55回秋田市短詩型大会の開催

○開催日および会場 9月22日(土)、秋田県生涯学習センター

○記念講演会、入賞者表彰など

(2) 露月とその時代展

○露月軸装60点と露月を取り巻く師友たちの書簡類を展示する。

○シンポジウムテーマ「露月の魅力を探る」(パネラー4名)

(3) 露月句碑マップ(1,000部)

○県内の句碑17箇所解説付きマップ1,000部を作成する。

9 子ども読書活動推進事業

子どもの読書活動を推進するため、市立図書館に学校図書館の環境整備などを支援する図書館サポーターを1名ずつ配置し、市内のすべての小学校に派遣して図書の整理や児童の調べ学習への協力など、学校との連携をはかるほか、小学校図書委員を対象に図書館司書の仕事や選書などの体験活動を実施する。

(1) 図書館サポーターの業務内容

学校図書館書架整理・コーナー展示、読み聞かせ、調べ学習への協力、貸出し本の搬送、図書購入の協力および図書委員への指導補助を行う。

(2) 子ども読書活動体験事業

図書館お仕事体験、選書体験および読み聞かせ体験を実施する。

スポーツ振興部門

1 はずむスポーツ都市推進事業

- (1) スポーツ振興基金を活用し、「第2次秋田市スポーツ振興マスタープラン」における市民の生涯スポーツの振興をはかるため、高齢者から子どもまで幅広い年代の多くの市民が気軽に参加できるイベントやスポーツ教室等を開催し、スポーツに親しむきっかけづくりを進める。
- (2) マスコットキャラクターなどの活用による「はずむスポーツ都市」のPR、スポーツイベントやスポーツ教室等の情報提供により、スポーツへの関心を高め、積極的にスポーツに親しむ環境づくりをはかる。

2 次世代アスリート育成事業

次代を担うアスリートを育成するため、実績ある講師を招聘し、市内の中学校野球部の監督および選手を対象に講演会や実技指導などを行い、競技力の向上につなげる。

3 市民スポーツ活動振興事業

地域および生涯スポーツの普及振興につとめるため、競技団体や地区体育協会、スポーツ少年団の育成をはかるとともに、市民スポーツ祭や身近な地域でのスポーツ大会、スポーツ教室などの開催を通して、市民スポーツの意識啓発をはかり、日常的にスポーツに親しむ環境づくりを進める。

4 体育振興各種補助金

スポーツの普及振興と競技力向上のため、全国大会や東北大会に出場する小学生や中学生などの大会出場費を補助する。

5 第39回東北総合体育大会開催等経費

平成24年に本県で開催される「第39回東北総合体育大会」の秋田市開催競技（14競技）の開催を支援する。

6 保健体育振興経費

- (1) 身近な学校の体育館やグラウンドを利用し、地域住民の健康・体力の保持増進をはかるため、学校体育施設開放事業を実施する。
- (2) 気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出や各種スポーツ行事を実施するほか、施設に備え付けるスポーツ用具の充実をはかる。

7 体育施設管理費

- (1) スポーツ用具の計画的な整備をはかるため、経年使用による劣化の著しい市立体育館の新体操用マットを更新する。
- (2) その他スポーツ施設の有効活用と適正な維持管理を行う。

8 体育施設整備補修等経費

地上デジタル放送移行に伴い、八橋陸上競技場および市立体育館の既存アナログテレビ電波障害防除設備が不要になったことから、設備撤去工事を実施する。

1 はずむスポーツ都市推進事業

第2次秋田市スポーツ振興マスタープランの推進をはかるため、スポーツ振興基金を活用し、はずむスポーツ都市のPRにつとめながら、幅広い世代が健康づくりに取り組めるイベントやスポーツ講習会を実施する。

○気軽にスポーツに親しむ環境づくり

- ・ 8人制ビニールバレーボール大会の開催
- ・ ファミリーマラソン大会の開催

○健康づくりと高齢者の運動習慣の定着

- ・ ウォーキング講習会の開催
- ・ 高齢者を対象とした健康運動教室の開催

○子どものスポーツ活動の推進

- ・ 親子なかよし体操教室の開催
- ・ スポーツ体験教室の開催

○はずむスポーツ都市PR事業

- ・ 各種イベントのリーフレットおよびポスターの作成
- ・ スポーツ、健康情報リーフレットの作成
- ・ マスコットキャラクター（着ぐるみ・グッズ）の活用
- ・ スポーツ賞の授与

2 次世代アスリート育成事業

少年野球の技術力等の向上をはかるため、中学校野球部の監督（指導者）および選手を対象に講演会や実技指導を行い、次代を担うアスリートの育成をはかる。

○実施期間 平成24年10月～平成24年12月

○会 場 市内の体育館など

○対 象 市内の中学校野球部の監督（指導者）および選手（各学校の主将ほか）

○講 師 コンディショニングコーチ
スポーツドクター

○実施内容 技術指導はもちろん、フィジカルやメンタル面の向上のために必要なノウハウを学ぶ。

- ① 指導者に対する技術・トレーニングの指導
- ② 指導者と選手を対象とした講演会の実施

5 第39回東北総合体育大会開催

本県で開催される「第39回東北総合体育大会」の秋田市開催競技の開催を支援する。

○秋田市開催競技（14競技）

水球、ボウリング、ゴルフ、テニス、ボクシング、体操、新体操、軟式野球、弓道、剣道、ラグビーフットボール、山岳、アーチェリー、アイスホッケー

文化振興部門

1 文化振興基金事業

- (1) 文化振興基金を活用し、文化振興助成事業（市民の自主的な文化事業への助成金の交付）と文化選奨事業（前年度の優れた文化業績の顕彰）を行い、市民文化の振興をはかる。

2 文化振興関係団体支援経費

秋田市芸術祭・秋田県美術展覧会・第60回全国博物館大会を共催するほか、秋田青少年オーケストラ定期演奏会開催費補助金を交付する。

3 文化財保存事業補助金

国指定重要文化財「嵯峨家住宅」や「天徳寺」、「三浦家住宅」の管理費の一部を補助する。

4 国指定名勝如斯亭庭園保存整備事業

- (1) 如斯亭庭園（平成19年2月6日指定）の建物や庭園の修復整備を行うために、発掘調査や実施設計を行う。
(2) 整備指導委員会の開催や、整備後の一般公開に向けた庭園案内ボランティア育成のための講座を行う。

5 特別天然記念物カモシカ食害対策事業

農地の食害防止に対して防護網と忌避臭袋を支給するほか、林地被害に対して忌避剤を塗布する。

6 遺跡事前発掘調査事業

宅地造成などの開発行為から埋蔵文化財を保護するため、文化財保護法に基づく事前調査を行う。（4か所程度を予定）

7 史跡秋田城跡保存・整備事業

- (1) 土地買上げや発掘調査を行うとともに、秋田城跡を適切に管理するための施策や管理区分を定めた保存管理計画を見直す。
(2) 政庁域から外郭東門に至る間の東大路復元整備等を行い、史跡公園化を進める。

8 史跡秋田城跡歴史資料館（仮称）整備事業

秋田城跡の公開・活用の拠点施設となる歴史資料館建設に向け、展示の基本設計を行う。

9 地蔵田遺跡出土品展示施設等整備事業

地蔵田遺跡の出土資料と復元遺構を一体的に理解するため、出土品展示施設等を整備する。

10 文化財イラストマップ作成事業

市内に点在する文化財や周辺文化施設を紹介するイラストマップ作成（寺内地区）と文化財散策会（土崎地区）を行うとともに、観光資源としての利活用もはかる。

11 美術館企画展開催事業

国内外の優れた作品や、美術史上重要な作品による企画展2本を開催する。

- ブルーノ・ムナリーのアートとあそぼう！～見て・さわって・楽しんで～
- 日本近代絵画の巨匠たち ウッドワン美術館名品選

12 「美術館の街」活性化事業

新県立美術館の開館に合わせて、千秋美術館で魅力ある展覧会を開催し、多くの市民が芸術と触れ合う機会を創出するとともに、新たな芸術文化地区として期待される中心市街地の活性化につなげる。あわせて県立美術館との合同の印刷物作成など県市連携の取組を行う。

- 愛のヴィクトリアン・ジュエリー展
- ナント美術館展 珠玉のフランス近代絵画
- 聖地巡礼ードキュメンタリー写真家・野町和嘉展ー

13 教育普及事業及び調査研究事業

ワークショップや講座の開催と美術関係図書などの充実により、市民の美術への関心と理解を深める。また、市民に質の高い美術関連情報を提供するため、作品や作家に関する調査・研究、展覧会や関連事業、美術教育に関する調査・打合せを行う。

- 美術関係図書などの購入
- ワークショップや講座の開催
- 教育普及資料の作成
- 作家・作品調査、企画・事業等打合せ

14 美術館施設整備等経費

秋田総合生活文化会館・美術館（アトリオン）の建築・設備の劣化対策として、美術館専用部と県・市・民間（日本生命）の共用部の建築と電気・空調・衛生などの設備の長期修繕を平成21～30年度に10年計画で行う。

- 専用部ー建築（展示廊下塗装ほか）、電気（安定器更新ほか）、空調（自動制御機器更新ほか）、衛生（給湯配管更新）
- 共用部ー空調（冷温水発生器更新他）、衛生（給排水配管更新）

15 赤れんが郷土館企画展開催等事業

- (1) 郷土秋田や勝平得之に関連する企画展を4回開催する。
- (2) 教育普及事業として学習講座や赤れんが館コンサートなどを開催する。

16 赤れんが館築100年記念事業

築100年を迎える国の重要文化財・赤れんが館（旧秋田銀行本店本館）において、記念講演会をはじめ、建物を利活用した記念事業を開催する。

17 勝平記念館・関谷記念室展示経費

常設展示として、郷土の木版画家・勝平得之と、秋田市出身で人間国宝の鍛金家・関谷四郎の作品を展示公開する。

18 文化会館自主事業

市民に優れた芸術の鑑賞機会を提供し、芸術に対する意識の高揚をはかる。

- オンバト＋公演（NHK公開番組） ○秋田子ども邦舞・邦楽公演
- 子ども舞台裏探検 ○こころの劇場公演
- シエナ・ウインド・オーケストラ公演 ○サンパル・会館まつり

19 佐竹史料館企画展開催等事業

秋田藩に係る歴史資料の展示と学習講座の開催により、市民の歴史学習の高揚をはかる。

- 新収蔵品展 ○絵図でみる秋田藩
- 秋田藩主と家臣たち ○パネル展（場所：旧黒澤家住宅）
- 市民学習講座（7講座16回） ○武家の生活展（場所：旧黒澤家住宅）

4 国指定名勝如斯亭庭園保存整備事業

平成19年2月6日に国の名勝指定を受けた如斯亭庭園は、旧秋田藩主佐竹氏のものとして現存する唯一の庭園であり、東北地方の大名庭園や庭園文化を知る上で学術上・芸術上価値が高い。

この庭園を将来にわたって継承するために、維持管理するとともに、建物や庭園の修復整備を計画的に行う。

(1) 如斯亭庭園の概要

所在地 秋田市旭川南町86番ほか

面積 4,054.99㎡（建物2棟含む）

(2) 事業内容

24年度 発掘調査、実施設計

25年度 実施設計

26年度 修復整備（建物）

27年度 修復整備（建物・庭園）

28年度 修復整備（建物・庭園）

（修復整備終了後一般公開）

8 史跡秋田城跡歴史資料館（仮称）整備事業

国指定史跡秋田城跡の調査・研究の成果を公開・活用する総合拠点施設として歴史資料館を建設し、市民の郷土学習や観光に活用する。

事業内容

○建設予定地 秋田市寺内焼山

24年度 展示基本設計

25年度 資料館構造計算および実施設計

26年度 資料館建設工事、展示実施設計

27年度 展示工事（完成後翌年度4月から公開）

9 地蔵田遺跡出土品展示施設等整備事業

弥生時代（約2,200年前）の集落跡である国指定史跡地蔵田遺跡は、平成13年度から全国で初めて市民参加による復元整備を実施し、弥生体験講座などのイベントを行って活用してきた。

この地蔵田遺跡を郷土学習や観光の場としてより一層の活用をはかるため、出土資料と復元遺構を一体的に理解できる出土品展示施設等を整備する。

(1) 整備概要

○展示施設整備

既存の御所野総合公園管理事務所を改修し、地蔵田遺跡出土品展示施設とする。

○体験学習棟の増築

既存の体験学習作業所が手狭であるため、体験学習準備スペース、用具等の収納場所として体験学習棟を増築する。

○連絡通路の整備

出土品展示施設と復元した史跡および体験学習棟を一体的に活用するため、連絡通路を整備する。

(2) 事業内容

24年度 出土品展示施設等整備（完成後翌年度4月から公開）

10 文化財イラストマップ作成事業

市内に点在する文化財や周辺文化施設を紹介するイラストマップの作成（寺内地区）と文化財散策会（土崎地区）を行うとともに、観光資源としての利活用もはかる。マップは地区ごとに年次計画で作成する。

事業内容

○A2版カラー 20,000部

○ワークショップを5月から6月に3回開催（うち1回は、まち歩き）

○マップ完成後、次年度に各地区の文化財散策会を行う。

○年次計画

H21 中央地区、H22 新屋地区、H23 土崎地区

H24 寺内地区 H25 八橋地区 H26 東部地区

12 「美術館の街」活性化事業

新県立美術館の開館に合わせて、千秋美術館で魅力ある展覧会を開催し、多くの市民が芸術と触れ合う機会を創出するとともに、新たな芸術文化地区として期待される中心市街地の活性化につなげる。あわせて県立美術館との合同の印刷物作成など県市連携の取組を行う。

(平成22年度・23年度の「特別企画展開催事業」を発展させた新規事業)

○愛のヴィクトリアン・ジュエリー展 華麗なる英国のライフスタイル

平成24年 7 月14日(土)～8 月26日(日)

○ナント美術館展 珠玉のフランス近代絵画

平成24年11月 3 日(土)～12月16日(日)

○聖地巡礼ードキュメンタリー写真家・野町和嘉展ー

平成25年 2 月 8 日(金)～3 月24日(日)

事業内容

○愛のヴィクトリアン・ジュエリー展では、英国伝統のライフスタイルを紹介するほか、アフタヌーンティー・セミナーやコンサート等の関連事業をアトリオンや仲小路で開催する。

○県立美術館と千秋美術館の展覧会や関連事業の紹介のほか、美術館周辺の情報をまとめた印刷物を県立美術館と共同で作成する。新県立美術館の開館までは、準備号として作成し、開館後には、さらに内容の充実をはかる。

(平成24年度は、6 月以降 3 回発行予定)

教育環境整備部門

1 小・中学校増改築等事業

- (1) 岩見三内小学校の旧校舎等を解体する。
- (2) 土崎中学校の環境整備（テニスコート築造、舗装等）を行う。
- (3) 雄和中学校の校舎・体育館を改築する。（平成23年度から24年度までの継続事業）

2 小・中学校大規模改造事業

- (1) 河辺小学校校舎の耐震補強、外壁およびトイレ改修を実施する。
- (2) 城東中学校体育館の耐震補強、天井、床等の内部改修および外壁改修等を実施する。
- (3) 秋田南中学校特別教室棟の天井、床等の内部改修、外壁改修等を実施する。

3 小・中学校耐震補強等事業

川尻小学校体育館の補強工事を実施する。

4 小・中学校施設等改修経費

- (1) 大住小学校の外壁の剥落、落下を防止するため改修工事を実施する。
- (2) 上北手小学校および飯島南小学校の排水を、公共下水道に直結するために必要な整備を実施する。

5 秋田商業高等学校施設等改修経費

老朽化した施設の改修工事として、普通教室棟のトイレ改修工事を実施する。

6 小・中学校備品充実経費

児童用下足箱、ストーブの更新をはじめ、学校備品を計画的に整備する。

7 小・中学校図書充実経費

児童生徒の学習活動や読書活動の推進のため、学校図書館の蔵書を計画的に整備する。

8 小・中学校パソコン整備事業

全ての市立小・中学校の教員が、校務用パソコンを利用できる環境を整備する。

9 小・中学校理科教育設備整備経費

理科教育振興法に基づく理科設備および算数・数学設備を計画的に整備し、設備の更新および現有率の上昇をはかり学習環境を充実させる。

10 小・中学校情報教育環境整備事業

児童生徒の情報化対応能力を向上させるため、文部科学省の整備方針に準じて、コンピュータ室および普通教室にコンピュータを整備する。

11 小・中学校通学支援事業

遠距離通学する児童生徒の通学費等に対して助成する。

12 小・中学校就学奨励事業

(1) 就学援助費

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、医療費等に対し助成する。

(2) 特別支援教育就学奨励費

障がいのある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費に対し助成する。

13 小・中学校特別支援学級新設整備事業

新設した特別支援学級において、児童生徒の障がいに適応した教育を行うための備品を購入する。

14 児童生徒の安全対策の充実

(1) 小学校警備事業

小学生が安心して学校生活を送れるよう、すべての市立小学校に警備員を配置するほか、学校安全マニュアルの整備や防犯教室の実施など、学校内の安全確保につとめる。

(2) 通学路の安全・安心

児童生徒が登下校時に事故や犯罪に巻き込まれることがないように、スクールガードなどと連携しながら安全確保につとめる。また、各小学校ごとに組織する安全対策委員会の活性化をはかり、地域、学校、関係機関等が一体となった安全対策を推進する。

15 学校配置の適正化

秋田市小中学校適正配置検討委員会の提言に基づく学校適正配置検討対象校5校のうち、統廃合の結論を得ていない1校については、地域全体の児童数推計を踏まえた長期的な視点での検討が必要であり、早期に一定の結論が得られるよう、引き続き、保護者や地域住民との協議を続ける。

16 小学校フッ化物洗口事業

秋田市立小学校において、児童のむし歯予防対策の推進と児童自らの健康に関する意識の向上をはかるため、希望者に対し、集団で継続実施することが効果的である「フッ化物洗口」を実施する。

17 秋田市教育ビジョン策定事業

(1) 平成24年度までを計画期間とする「秋田市教育ビジョン」に続く、新たな教育ビジョンを策定する。

(2) 平成24年度の「教育委員会事務の点検・評価」は、新たな教育ビジョンの策定を念頭に置きながら、現行教育ビジョンの計画期間中の事務・取組を含めた総括的な点検・評価を行う。

学校施設の耐震化について
(平成24年度 学校施設耐震化事業の概要)

1 方針

学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから安全で安心して過ごせる環境が求められます。また、地震等の災害発生時には地域住民の避難所としての役割も担うことから、教育委員会では学校施設の耐震化を重要施策の一つと位置づけ計画的に取り組みます。

- (1) 全ての学校施設の耐震性を平成27年度までに確保する。
- (2) 特に危険性の高いIs値0.3未満の学校施設は平成24年度までに耐震性を確保する。

2 耐震化の状況

平成23年度末の耐震化率は93%

- (1) 耐震診断
昭和56年以前の旧耐震設計法に基づき設計し建設された学校施設について、その耐震性能を確認するため、計画的に耐震診断を実施してきた。
その結果、耐震診断は全ての棟で終了した。
- (2) 耐震化
平成23年度は、土崎中学校の特別教室棟（校舎北棟）を建て替えしたほか、雄和中学校の校舎、体育館の建て替えに着手した。また、東小学校の校舎と秋田商業高校の管理・特別教室棟の耐震補強を実施した。
これによって、耐震化が必要な学校施設161棟のうち141棟について耐震化が終了し、平成23年度末時点の耐震化率は93%となった。
また、平成24年3月31日現在、Is値0.3未満の学校施設は5棟、Is値0.3以上0.7未満の施設は15棟となっている。

耐震性が確保されていない学校 平成24年3月31日現在				
学校	Is値（構造耐震指標）			
	0.3未満		0.3以上0.7未満	
	施設	棟数	施設	棟数
広面小			校舎	1
川尻小			体育館	1
河辺小			校舎	4
戸米川小			校舎	1
秋田南中			校舎	5
秋田西中	木造校舎	1		
城東中			校舎 体育館	3
雄和中	校舎 体育館	4		
8校	5棟		15棟	

3 24年度の事業概要

- (1)増改築(建て替え)事業 1, 029, 779 千円
 - 岩見三内小学校.....旧校舎等の解体、環境整備(舗装等) 106, 666 千円
 - 土崎中学校.....環境整備(テニスコート築造、舗装等) 41, 840 千円
 - 雄和中学校.....校舎、体育館の建設(2か年事業) 881, 273 千円
- (2)大規模改造事業 382, 493 千円
 - 河辺小学校.....校舎の耐震補強、外壁、トイレ改修 129, 496 千円
 - 城東中学校.....体育館の耐震補強、大規模改造 100, 138 千円
 - 秋田南中学校.....校舎(特別教室棟)の大規模改造 152, 859 千円
- (3)耐震補強事業 11, 836 千円
 - 川尻小学校.....体育館の耐震補強 11, 836 千円
- (4)その他 49, 236 千円
 - 大住小学校.....校舎(普通教室棟)南面の外壁改修 26, 702 千円
 - 上北手小、飯島南小学校...下水道直結工事 22, 534 千円

学校備品、図書等の充実について

方針

小・中学校の管理備品、教材備品および図書の充実をはかります。

(1) 小・中学校の備品の充実

- ① 児童用下足箱、ストーブの更新をはじめ、管理用備品を計画的に整備します。

17,278 千円

- ② 小・中学校の教材用備品を計画的に整備します。

153,851 千円

(2) 小・中学校の図書の充実

児童・生徒の学習活動や読書活動の推進のため、学校図書館の蔵書を計画的に整備します。

学校図書充実経費の推移

(単位：千円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	17,621 90%	20,286 95%	20,286 98%	20,286	19,272
中学校	15,525 99%	19,537 103%	19,537 107%	19,537	18,560
計	33,146	39,823	39,823	39,823	37,832

上段は当初予算額

下段は平均充足率

22年度末	
最高充足率	最低充足率
153%	68%
最高充足率	最低充足率
161%	81%